触法障害者の立ち直り支援を通じた再犯防止推進事業　課題と取組

現状（支援結果）

- 年齢による偏りはない
- 半数以上が再犯
- 勾留時：４割が福祉サービスの利用を希望せず
  釈放後：６割は福祉サービスの利用に至らない
- 支援することで、３割が一般就労（障害者雇用を含む）や就労移行支援等に至った
- ２割は所在不明となる

意見

- ・矯正による更生は「ザルで水をすくう」と表現されることがあるが、それでも一滴はすくうことができる。それを繰り返すことが重要。
- ・再犯を防止するための特性に応じた訓練、寄り添い等の体制が不十分である。
- ・関わりの接点が多いほど再犯防止につながると考えられる。
- ・悪影響を及ぼす交友関係を断ち切れない。
- ・再犯を繰り返す人は、福祉サービスではないアプローチを必要としている人が多い。
- ・手帳を持っていない人に対する支援をどう行っていくか。
- ・本音は障害のない人と同じ扱いを望んでいるのではないだろうか。
- ・犯罪ができる人は、一般的な就労が可能なケースが多い。
- ・触法障害者を受け入れない事業所もある。
- ・障害特性を理解することで質の良い雇用に繋がる。
- ・支援する者はその道のプロフェッショナルであるべき。
- ・更生保護就労において７割は就労できるが３ヶ月定着する者はほとんどいない。
- ・協力雇用主は受け入れるための理解（研修）が必要。
- ・期限が限定的でなく、かかわりを持ち続けられるコーディネーター的役割を作る必要がある。
- ・仕事を辞めた場合でも、常に拠り所となる場所、繋がり続ける先が必要ではないか。

分析

- ・犯罪行為を認識させることが難しい
- ・犯罪から離れ続けることが大切であり、目標となる
- ・常に誰かが寄り添うことが再犯防止につながる
- ・支援者と支援対象者との間にポジティブな関係を構築することが難しい
- ・処遇を有利にするために福祉サービスの利用などを希望している可能性がある
- ・入口支援については自立に向けた環境を整理する仕組みが刑事司法にはないため、福祉が窓口となっている
- ・就労移行支援等よりも一般就労を希望することが多い
- ・仕事探しを専門家に依頼したり、受け入れ先に理解してもらうことで、就労率を高める余地があるのではないか
- ・支援が継続できない場合、自立の機会を失うこととなる。
- ・障害特性に対する周囲の無理解に対して、「逃げ出す」という対処をする場合がある

課題

- ・見守りを継続させるための体制が存在しない
- ・福祉サービスや生活保護の利用のみを前提とした支援では限界がある
- ・支援段階での刑事司法的なアプローチがない
- ・相談員の就労支援だけでは限界がある
- ・就労するだけでなく、定着することまでが重要
- ・受け入れ先の拡大や、受け入れ先での定着のためには、支援者の正しい理解が欠かせない

取組①　取組②③　取組③　取組②③

社会資源

中心となる

基幹相談支援センター

初期対応
- 弁護士
- 検察庁
- 保護観察所

- 医療刑務所
- 少年鑑別所
- 拘置所
- 就労アドバイザー（更生保護就労支援事業受託者）
- 協力雇用主
- 相談支援事業所・サービス事業所
- 不動産業者・住居提供者（大家）
- 医療機関
- 行政
- 家族

取組

①継続的な見守り

〈取組例〉
- ・更生支援計画を作成する。
- ・直接的、継続的な見守りを目的として、支援対象者に対する定期的な相談支援を実施する。
- ・支援の進捗管理や支援方針の確認を目的として、触法障害者個別支援会議を開催する。
- ・より効果的な支援スキーム構築を目的として、実務担当者による支援者連絡会議を開催する。

②刑事司法と福祉による協働

〈取組例〉
- ・協力雇用主や障害福祉サービス事業者等に支援対象者の行動理解や対応方法について，法務省機関と連携して研修会等を実施する。
- ・支援者の要請に応じて支援対象者が社会的ルールを学ぶ機会を提供する。
- ・個別の支援において、法務省の技官等によるアドバイスを求める。

③効果的な就労支援

〈取組例〉
- ・基幹相談支援センターが開催する個別就労支援会議に更生保護就労支援事業受託者である法人からアドバイザーを派遣することにより、本人の適性に応じた就労につなげるとともに、定着を図る。
- ・協力雇用主等に対して雇用しやすい環境づくり（研修や助言等）を行う。